



令和4年度こども食堂活動助成事業募集要項



近年、こどもを取り巻く家庭環境は大きく変化しています。共働きやひとり親家庭等、様々な家庭事情により、こどもが一人で食事する孤食や欠食が大きな社会問題となっています。また少子化・核家族化が進む中、孤立する子育て世代も増加しています。佐野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は「令和4年度こども食堂活動助成事業」を通じて地域中の安心できる居場所づくりを目指します。

▷助成対象事業

助成対象事業は以下の事項を満たすことを条件とします。

- ① 特定の場所(佐野市内)で、原則月に一回以上実施し、自立的・継続的に活動できる見込みがあること。
- ② 参加するこどもが、原則、佐野市内在住者であること。また、地域への周知を積極的に行い、1回につき5人以上のこどもの参加が見込めること。
- ③ こどもに対しては無料又は低額(1食あたり200円を上限とする)で、提供できること。
- ④ 参加するこどもには、参加登録させること。但し、営業許可を取得する場合はこの限りでない。
- ⑤ 安全面、衛生面について適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 食事の提供の他に、こどもとのコミュニケーションや交流を図る活動の場を積極的に設けること。
- ⑦ 参加者の情報を適切に管理すること。
- ⑧ 同一経費に複数の助成金を充当しないこと。

▷助成対象団体

助成対象団体は以下の事項を満たすことを条件とします。

- ① 佐野市内で開設し、代表者、運営スタッフ、ボランティアの人員を含む体制が整っていること。

- ② 営利活動や特定の政党もしくは政治団体にかかる活動または特定の宗教のための活動をする団体ではないこと。
- ③ 本会が実施する「赤い羽根共同募金」に協力できること。

▷対象としない経費

以下の事項に該当する経費は、助成対象になりません。

- ① 助成対象団体の構成要員に対する人件費、謝礼、交通費 及び宿泊費
- ② 助成対象団体の構成要員による会合の飲食費
- ③ 上記に掲げるもののほか、本会が助成することが適当でないと認める経費

▷募集期限

令和4年6月30日(木)

▷対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

▷申請方法

次の書類を本会まで提出してください。

- ① 助成金交付申請書(様式第1号)
- ② こども食堂に関する事業計画書
- ③ こども食堂に関する収支予算書
- ④ 団体概要及び運営スタッフ(役員)の名簿
- ⑤ 団体の規約または会則、その他これに類するもの
- ⑥ その他、事業に関わる参考資料

▷助成金額

1団体200,000円を上限とします。

▷交付の決定

助成金額は、予算の範囲で決定します。申請書類をもとに、事業内容等について審査会を設置し審査を行います。

▷助成金の請求

助成金の交付を受ける際は、次の関係書類を添えて本会に請求してください。

- ① 助成金交付請求書(様式第3号)
- ② 助成金交付決定通知(様式第2号)の写し

▷活動報告書等の提出

助成期間終了後、1ヶ月以内に次の関係書類を添えて本会に提出してください。

- ① こども食堂に関する実績報告書
- ② こども食堂に関する事業報告書
- ③ こども食堂に関する収支決算書 ※領収書添付

▷助成金の返還

以下のことに該当する場合は助成金を返還していただきます。

- ① 虚偽の申請や不正な手段で助成金を受けたと本会が認めた場合
- ② 事業計画以外の目的に助成金を使用した場合
- ③ 助成金に残金が生じた場合

《お問い合わせ》

社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

総務福祉課地域福祉推進係

担当：金子

TEL 22-8136/FAX 22-8199

※応募書類は、本会「佐野市社会福祉協議会」のホームページからダウンロードできます。📄

<https://www.sanoshakyo.or.jp>